# 「働く」って、どういうこと?



お客さん

### 会社(使用者)

## 働<人(労働者)

#### 働くと・・・

- ・賃金がもらえる。
- ・お客さんに喜んでもらえる。
- ・技術や経験が身に付く。
- ・仕事を通して、仲間ができる。

## 人と人がどんな契約を結ぶかは、原則自由だけど、 労働契約の場合は…



## 労働契約



労働契約の内容

- ・賃金は〇円
- ・働くのは○曜日から○曜日
- ・働くのは○時から○時まで
- ・仕事の内容は〇〇
- ・勤務地は〇〇



力関係





憲法と労働法による規制

## 労働法の例

労働基準法 最低賃金法 労働契約法 パートタイム・有期雇用労働法 雇用機会均等法 労働組合法 etc.

これらの法を守っていない会社は実際に存在します。 法の知識がないと、 会社がしてることが正しいのかどうか判断できません。

働く前に最低限の法律を勉強しておきましょう。

3



上司から、「午前9時50分までには出勤して制服に着替えてください。」と言われました。 営業所の営業時間が午前10時からであっても、労働時間は午前9時50分からですか?

午前9時50分から午前10時までの10分間についても賃金を請求できますか?



業務の準備のために使う時間は労働時間です。制服に着替える時間も、労働時間に含まれます。

営業所の営業時間が午前10時からであっても、労働時間は午前9時50分からになります。

午前9時50分から午前10時までの10分間についても賃金を請求できます。



先輩から、「お昼休みの途中に、もし電話が鳴ったら出てね。」と言われました。 この場合、お昼ごはんを食べに外へ出かけることはできないのですか?





休憩時間は、自由に使っていい時間です。 業務を行う義務はありません。 もし業務を行ったら、賃金を請求できる場合があります。

でも、仕事場の人間関係も大切ですから、上手に対応しないとね。

上司に、「来月28日に有給休暇を取りたい。」と伝えたら、「今は繁忙期で人手が足りないからダメだ。」と言われました。

3か月前も、同じ理由でダメだと言われたのです・・・

この場合、有給休暇を取ることはできないのでしょうか?



## 有給休暇とは: 賃金が支払われる休暇日。

- ・入社日から6ヶ月間勤務し、
- ・全労働日の8割以上出勤すると、
- ⇒法律上当然に、一定の日数の有給休暇が生じます。 (正社員だけでなく、契約社員も派遣社員も同様)

使用者は、原則として、労働者の指定した日に、有 給休暇を取らせなければなりません。 **△** 



ただし、

その日に休まれると、業務に支障が出て しまうという場合、使用者は、有給休暇 の日程を変更できます(時季変更権)。

### 具体例:

- ・直前になって、有給休暇を取りたいと言われたとき(特にシフト制の職場)
- ・有給休暇が長期間にわたるとき



アルバイト先の飲食店で、おもしろ半分に店の冷蔵庫に入って撮った写真をツイッターに投稿したら、ネットで「不潔だ」と大騒ぎになり、冷蔵庫に入っていた商品を全て捨てることになりました。

店からは、「捨てた商品代1000万円を支払え!」と言われています。

大変なことをしでかしてしまいました…



このようなことをすると、 会社に思いもよらない大きな損害を 与えることになりかねません。

絶対にやめましょう!!!



会社で働く人は、会社に対して、一定の義務を負っています。

### 例えば・・・

- ・約束された仕事をする義務
- ・会社の信用を傷つけない義務
- ・会社の財産を損なわないようにする義務
- ・会社の秘密情報を漏らさない義務など



## 人にミスは付き物 ↓↑

会社は働く人の労働によって利益を得ている。



気を付けていたのに、会社に損害を与えてしまっても、これを賠償する必要はありません。





アルバイトが会社に損害を与えても、損害額を会社に支払わなければならない場合はないのですか?



## 一切ないわけではありません。

アルバイトが守るべき義務を、<u>わざと又は重大</u> <u>な不注意で</u>守らなかった場合は、損害額を支 払わなければいけないことがあります。

また、そこまでいかなくても、会社のルールによっては、始末書を書いたりしなければならないこともありますので、気を付けましょう。